

サイバーリスク補償改定のご案内

(サイバーリスク保険)

(日本生協連の生協総合賠償責任保険制度)

先行加入開始日：2023年9月1日

※改定日以降、旧補償内容におけるタイプ変更はできません。

(現在ご加入いただいているタイプの継続は可能です。)

新補償内容におけるタイプ変更をご希望の場合

加入依頼書締切日：

■ 2023年9月1日補償開始⇒2023年8月7日（月）

■ 2023年10月1日補償開始⇒2023年9月7日（木）

保険期間：上記補償開始日 0 時～2024年 4 月 1 日16時

<主な改定内容>

- ①情報漏えい限定コースを廃止し、標準コースに一本化します。
- ②加入タイプと特約をわかりやすく整理して、費用限度額を大幅に引き上げます。
- ③オプションに利益補償を追加します。



目次

期中改定の背景について.....	p.3
サイバーリスク補償の概要.....	p.4
募集タイプ一覧表.....	p.5
補償内容の詳細	
賠償責任.....	p.7
費用.....	p.8
付帯できるオプションについて.....	p.11
保険金お支払いの対象とならない主な場合.....	p.12
ご加入者向けサービスについて.....	p.13
Q&A.....	p.16
この商品に関するご注意事項.....	p.17
お申込み手続きについて.....	p.19

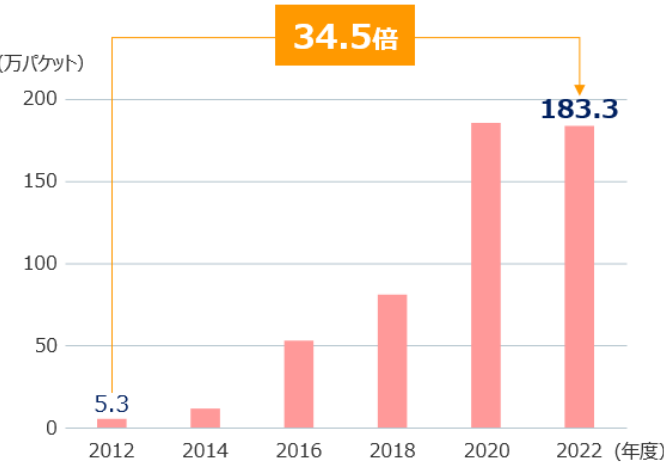
【改定の背景】

- 以下の理由によりサイバーリスク補償を期中改定いたします。
- ①生協においても大規模なサイバー攻撃が発生し、より役立つ補償内容にしてほしいという要請があったこと。
 - ②現行制度について、タイプやオプションの数が多すぎてわかりにくいという声が多かったこと。
 - ③改定を少しでも早く実施してほしいというご要望が多数寄せられたこと。

【サイバーリスクの高まり】

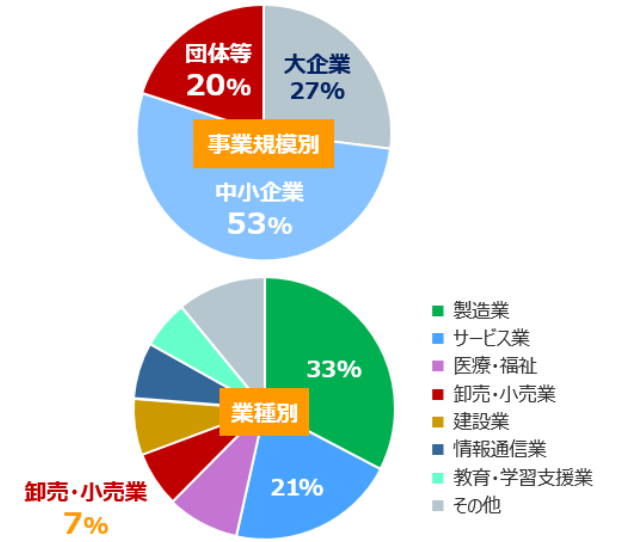
いまや規模や業種を問わず、誰もが被害を被る時代です。
「攻撃を受けるかどうか」ではなく「いつ」被害にあうのかを心配すべき状況ともいえます。

日本でのサイバー攻撃関連通信*1



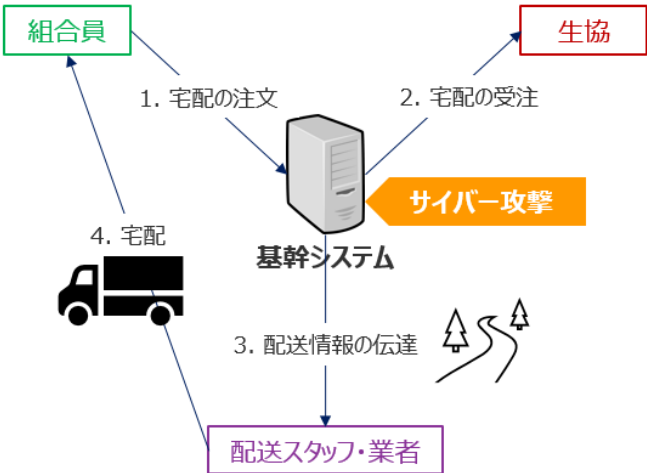
*1：1 IPアドレスあたりの年間観測パケット数
(出典) NICTER観測レポート2022

日本でのサイバー被害*2



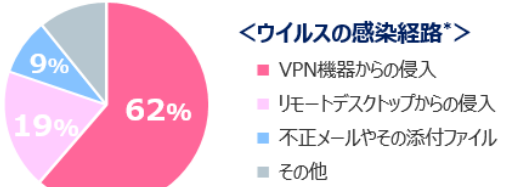
*2：（出典）警察庁「令和4年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」
2022年に警察庁に報告された被害件数は230件（前年比+57.5%）

生協で想定されるサイバー被害



主な原因

- セキュリティの脆弱性 脆弱性は世の中に公開されているため、対策を打つことができるが、そのための人的リソースが不足
- 職員の過失 ウイルスを含んだファイルを誤って開封した結果、基幹システムも感染し、機能が停止



*（出典）警察庁「令和4年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」

影響

- 宅配事業が中断した結果、供給高（利益）が減少
- 基幹システムの復旧をはじめ、サイバー被害への対応費用が発生
- 基幹システムが乗っ取られる、個人情報などが漏えいするなど、ケースによっては、取引先や組合員への損害賠償責任も発生する

サイバーリスク補償は、サイバー事故に伴う「賠償責任」、「費用損害」、「利益損害」に備える保険です。

賠償責任

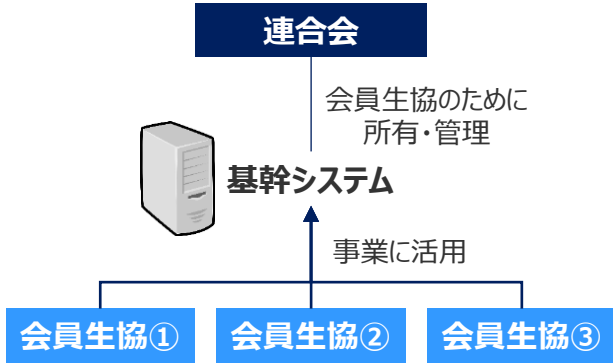
- 自生協システムの所有・使用・管理に関する不備等を起因として、**第三者に損害を与えた場合**の補償

<ケース1>

- サイバー攻撃が自生協システムを通じて**取引先**に及び、**取引先の事業の中断、利益の減少**が発生

<ケース2>

- 自生協（下図の会員生協①）の過失で基幹システムが停止
- **会員生協②・③（第三者）の宅配事業が休止**となり、**会員生協②・③の利益が減少**



費用損害

- 自生協へのサイバー攻撃等に対応するための**費用**を補償

<補償される主な費用>

- サイバー攻撃有無確認費用
- コンピュータシステム遮断費用
- **原因・被害範囲調査費用**
- 弁護士費用・コンサルティング費用
- **コンピュータシステム・データ等復旧費用**
- **個人情報漏えい通知・見舞費用**
- コールセンター委託費用
- 再発防止費用

利益損害（オプション）

- **自らのコンピュータシステムの機能停止によって生じた利益損失を補償**

※利益補償については別途対応いたします。お見積りをご希望の場合は（株）アイアンドアイサービスまでお問い合わせください。

想定される事故例

補償対象	想定される事故例
賠償責任	● サイバー攻撃により、自らのサーバーやPCが乗っ取られ、これを踏み台として、取引先へのサイバー攻撃が実施された。この結果、取引先は事業中断、利益も減少したため、損害賠償請求を受けた ● 宅配事業の受発注に、会員生協が連合会のシステムを利用しているケース。B生協の職員が不適切なファイルを開封したため、連合会システムもウイルス感染し、他の生協での宅配事業が中断。この結果、B生協は他の生協から利益減少について、損害賠償請求を受けた
費用	
サイバー攻撃対応費用 原因・被害範囲調査費用	サイバー攻撃を受けたおそれがあるため、その有無や原因、被害範囲の調査 に費用を支出した
相談費用・再発防止費用	サイバー攻撃からの復旧や再発防止を図るため、専門家を起用し、コンサルティング費用 を支出した
①データ等復旧費用 ②コンピュータシステム復旧費用	①サイバー攻撃により、 サーバー内のデータが消失 したため、その 復元費用 を支出した ② サーバーがウイルス感染し、ウイルスを除去できないため、サーバーの再構築 を余儀なくされた なお、 コンピューターシステムに「ノートPC」は含まれない（補償の対象外） ※ウイルス感染に伴い サーバーが暗号化され、その復号に身代金を要求されるケース があるが、 身代金は補償の対象外 （公序良俗の観点の他、身代金を支払ったとしても、復号される確証はない）
その他事故対応費用	サイバー攻撃により、 組合員情報の漏えい が発生。 対象者へのお詫び状発送や見舞金、コールセンターの立ち上げ などに費用を支出した
利益補償（オプション）	サイバー攻撃或いは職員の過失により、 基幹システムがウイルス感染。宅配の受発注が出来なくなったことから、その間利益が減少 した ※「コンピュータシステム中断担保特約条項(利益補償オプション)」を付帯していた場合に補償される

加入タイプ一覧表

＜主な改定内容＞

- ①情報漏えい限定コースを廃止して標準コースに一本化します。
- ②加入タイプと特約をわかりやすく整理して、費用限度額を大幅に引き上げます。
- ③オプションに利益補償を追加します。

すべての保険金を合算して、賠償責任支払限度額（保険期間中）が上限となります。
補償内容の詳細につきましてはp.6以降を必ずご確認ください。

	タイプ①	タイプ②	タイプ③	タイプ④
保険金支払要件	情報漏えい時に限定しない(標準コース)			
賠償責任支払限度額（1請求・保険期間中）	5,000万円	1億円	3億円	5億円
費用全体支払限度額（1事故・保険期間中）	5,000万円	1億円	3億円	5億円
a.サイバー攻撃対応費用	(A) セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合（サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果としてサイバー攻撃が生じていた場合） 1事故・保険期間中 5,000万円 1事故・保険期間中 1億円 1事故・保険期間中 3億円 1事故・保険期間中 5億円			
ア.コンピュータシステム遮断費用				
イ.サイバー攻撃有無確認費用				
b.原因・被害範囲調査費用				
c.相談費用				
ア.弁護士費用	(B) セキュリティ事故のうち(A)以外および風評被害事故の場合 3,000万円 (1事故・保険期間中：タイプ共通 / 縮小支払割合 90%)			
イ.コンサルティング費用				
ウ.風評被害事故拡大防止費用				
d.データ等復旧費用	1事故・保険期間中 3,000万円	1事故・保険期間中 5,000万円	1事故・保険期間中 8,000万円	1事故・保険期間中 1億円
d.コンピュータシステム復旧費用				
e.その他事故対応費用				
ア.人件費	固有の限度額なし	固有の限度額なし	固有の限度額なし	固有の限度額なし
イ.交通費・宿泊費				
ウ.通信費・コールセンター委託費用等				
エ.個人情報漏えい通知費用				
オ.社告費用				
カ.個人情報漏えい見舞費用	1,000円/名	1,000円/名	1,000円/名	1,000円/名
キ.法人見舞費用	5万円/社	5万円/社	5万円/社	5万円/社
ク.クレジット情報モニタリング費用	固有の限度額なし	固有の限度額なし	固有の限度額なし	固有の限度額なし
ケ.公的調査対応費用				
コ.損害賠償請求費用				
f.再発防止費用(縮小支払割合90%) (1事故・保険期間中)	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
g.訴訟対応費用(1請求・保険期間中)	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円

オプション： 1. 求償権不行使特約
2. コンピュータシステム中断担保特約（利益補償オプション）

上記の他、以下の改定を実施しております。

- ④第三者に対して損害を与えていない自組織のみの被害でも費用補償を受けられるようになりました。（サイバー攻撃の事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合に限りです）
- ⑤再発防止費用は、支払限度額を1000万円から3000万円に引き上げました。
- ⑥賠償責任について、人格権・著作権等侵害の補償を拡大して、Webサイトやメルマガで「意図せず商標権などを侵害して賠償請求を受けたケース」も対象になりました。
- ⑦ITユーザー行為の範囲を拡大して、自社宣伝のために無償で配布するスマホアプリに起因する事故等が対象になりました。
- ⑧インフラの供給停止・障害に起因する損害は免責事由となりました。

【用語の意味】 このパンフレットで使用する用語の意味は、次のとおりです。

IT業務	記名被保険者の日本国内における次の業務のうち、保険証券に記載されたものをいいます。ただし、ITユーザー行為の「ア・イ」を除きます。 ア. システム設計・ソフトウェア開発業務 / イ. 情報処理・提供サービス業務 / ウ. ポータルサイト・サーバ運営業務 / エ. アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業務。ただし、アを除きます。 / オ. インターネット利用サポート業務 / カ. システム保守・運用業務。ただし、アを除きます。 / キ. 電気通信事業法が規定する電気通信業務 / ク. その他アからキまでに準ずる業務
ITユーザー行為	記名被保険者の業務における次の行為をいいます。 ア. コンピュータシステム（他人に使用させる目的のものを除きます。）の所有、使用または管理 イ. アのコンピュータシステムにおけるプログラムまたはデータ（他人のために製造・販売したものを除きます。）の提供（記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。） ウ. 記名被保険者の広告もしくは宣伝またはその商品・サービスの販売もしくは利用促進を目的として、他人に提供するコンピュータシステムの所有、使用または管理。ただし、そのコンピュータシステムの全部または一部に対して、記名被保険者が対価または報酬を得る場合を除きます。
コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ア. コンピュータシステムへの不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） エ. コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
事故対応期間	被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故を発見した時から、その翌日以降 1 年が経過するまでの期間をいいます。
情報の漏えい	電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。 ア. 個人情報 / イ. 法人情報 / ウ. アまたはイ以外の公表されていない情報（記名被保険者に関する情報を除きます。）
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。 ア. 個人情報が被害者以外の第三者に知られたこと（*） / イ. 法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと（*） / ウ. 個人情報または法人情報以外の公表されていない情報が、第三者（その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。）に知られたこと（*） （*）知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
第三者	次のアからエまでのいずれにも該当しない者をいいます。 ア. 保険契約者 / イ. 被保険者 / ウ. アまたはイの者によって個人情報の使用または管理を認められた事業者 / エ. アまたはウの者の使用人
人格権・著作権等の侵害	コンピュータシステムにおいて提供するデータベース・ソフトウェア等による、文書・音声・図画等の表示または配信によって生じた他人の著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の侵害

本制度に加入できる方（記名被保険者）	日本生活協同組合連合会の会員生協及び会員事業連合会（会員生協、会員事業連合会）が加入した場合には当該加入者の子会社・関連会社（*）も加入することができます。 （*）加入可能な子会社・関連会社の定義については取扱代理店までお問い合わせください。
被保険者の範囲	・記名被保険者 ・記名被保険者の役員または使用人（記名被保険者の業務に関する場合に限りです。）

商品構成	サイバーリスク保険は、次の（１）～（３）の補償により、事業活動を取り巻くサイバーリスクを包括的に補償します。
-------------	---

商品構成		主な補償内容
賠償責任保険 普通保険約款 ＋ 情報通信技術 特別約款	(1) 損害賠償責任に関する補償 自社コンピュータシステムの所有・使用・管理に関する不備等に起因して発生した他人の事業の休止・阻害や情報の漏えいまたはそのおそれ、人格権・著作権等の侵害等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。詳細はP.7をご参照ください。	損害賠償金
		争訟費用、協力費用
	(2) サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償 〔サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項〕：全件付帯（*1） 情報漏えい、サイバー攻撃等に起因して一定期間内に生じたサイバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。詳細はP.8～10をご参照ください。	サイバー攻撃対応費用、再発防止費用、訴訟対応費用 等
	(3) コンピュータシステム中断に関する補償 〔コンピュータシステム中断担保特約条項〕：オプション 不測かつ突発的なコンピュータシステムの操作・データ処理の過誤またはサイバー攻撃に起因して、コンピュータシステムが機能停止することによって生じた記名被保険者の①利益損失、②営業継続費用を補償します。詳細は幹事代理店にお問い合わせください。	喪失利益、収益減少防止費用
		営業継続費用

(1)損害賠償責任に関する補償〔情報通信技術特別約款（IT業務不担保特約条項セット付帯）〕

保険金をお支払いする場合	
次の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。（*1）（*2）	
① ITユーザー行為に起因して発生した次のいずれかの事由（②および③を除きます。）	
a.他人の事業の休止または阻害	
b.磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはプログラムの滅失または破損（有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。）	
c.その他の不測の事由による他人の損失の発生	
② 情報の漏えいまたはそのおそれ	
③ 人格権・著作権等の侵害（②を除きます。）	
（*1） 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。	
（*2） 日本国外で発生した上記の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。 日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。	

お支払いの対象となる損害	
① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※ 賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談等も含みます。）
③ 協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

支払限度額等
損害賠償責任に関する補償で引受保険会社がお支払いする保険金は、法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額(1請求・保険期間中ごとの設定)が限度となります。また、損害賠償責任に関する補償でお支払いするすべての保険金（本ページ記載の法律上の損害賠償金および費用）を合算して、ご加入時に設定した支払限度額（保険期間中）が限度となります。 ※ 実際の支払限度額の設定金額は、 タイプ①5,000万円、タイプ②1億円、タイプ③3億円、タイプ④5億円 となります。 この保険契約においてお支払いする保険金の額は、(1)損害賠償責任に関する補償・(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償(全件付帯)・(3)コンピュータシステム中断に関する補償(利益補償オプション) でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額<保険期間中>が限度となります。

お支払いする保険金
合計額に対して、保険金をお支払いします。

(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償 [サイバーセキュリティ事故
対応費用担保特約条項]

費用

保険金をお支払いする場合

下表記載の費用（その額および用途が社会通念上、妥当と認められるものに限り。また、訴訟対応費用以外の費用については事故対応期間内に生じたものに限り。）を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合（訴訟対応費用については、保険期間中に被保険者に対する損害賠償請求がなされた場合）に限り。

<セキュリティ事故とは>

P.7（１）損害賠償責任に関する補償における「保険金をお支払いする場合」①～③の事由や、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃（①～③の事由を引き起こすおそれがないものについては、その事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合に限り。）をいいます。ただし、本ページに記載のa. サイバー攻撃対応費用についてのみ、サイバー攻撃のおそれを含みます。

<風評被害事故とは>

セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべ

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。

※ すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。

※ この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額（保険期間中）」が限度となります。

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
a. サイバー攻撃対応費用	次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報（*1）によって発見されていたときに支出する費用に限り。 ア. コンピュータシステム遮断費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限り。	(A) 100% または (B) 90%	1事故・保険期間中 (A) タイプ① 5,000万円	1事故・保険期間中 タイプ① 5,000万円
	b. 原因・被害範囲調査費用		タイプ② 1億円	タイプ② 1億円
c. 相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。（*2） ア. 弁護士費用 弁護士報酬（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。）をいいます。ただし、次のものを除きます。 （ア）保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対する費用 （イ）刑事事件に関する委任にかかる費用 （ウ）「e. その他事故対応費用 コ. 損害賠償請求費用」の費用 イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。） ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。）		タイプ③ 3億円 タイプ④ 5億円 または (B) 3,000万円	タイプ③ 3億円 タイプ④ 5億円

- (A) セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置(*3)により客観的に明らかになった場合
(サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果としてサイバー攻撃が生じていた場合)
- (B) セキュリティ事故のうち (A) 以外および風評被害事故の場合

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
d. データ等復旧費用 および コンピュータシステム復旧費用	【データ等復旧費用】 セキュリティ事故により消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたデータの復元費用または記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃により改ざんされたウェブサイトの復旧費用をいいます。(*2)なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 【コンピュータシステム復旧費用】 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。）が発生した場合に要した次の費用を含みます。(*2) ア. コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（携帯電話等の携帯式通信機器、ノートパソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 イ. 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（付随する土地の賃借費用を含みます。）および撤去費用 ウ. 消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたソフトウェアまたはプログラムの修復、再製作または再取得費用	100%	1事故・保険期間中 タイプ① 3,000万円 タイプ② 5,000万円 タイプ③ 8,000万円 タイプ④ 1億円	
e. その他事故対応費用	次のアからコの費用をいいます。ただし、a～dおよびf、gを除きます。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、エに規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫び状の作成に直接必要な費用 オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。	100%	固有の限度額なし	1事故・保険期間中 タイプ① 5,000万円 タイプ② 1億円 タイプ③ 3億円 タイプ④ 5億円
	カ. 個人情報漏えい見舞費用(*2) 公表等の措置(*3)により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対して謝罪のために支出する次の費用 (ア) 見舞金 (イ) 金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 (ウ) 見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りま。）	100%	被害者1名につき1,000円	
	キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対して謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りま。）。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置(*3)によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限りま。	100%	被害法人1社につき5万円	

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
e. その他事故対応費用	ク. クレジット情報モニタリング費用(*2) クレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア) 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するもの・刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。） (イ) 通信費 (ウ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ) コンサルティング費用(*2) コ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための争訟費用	100%	固有の限度額なし	1事故・保険期間中 タイプ① 5,000万円
f. 再発防止費用	セキュリティ事故の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含みます。ただし、b. 原因・被害範囲調査費用、c. 相談費用およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。(*2)	90%	1事故・保険期間中 3,000万円	タイプ② 1億円 タイプ③ 3億円 タイプ④ 5億円
g. 訴訟対応費用	次の費用のうち、この保険契約で対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%	1請求・保険期間中 1,000万円	

(*1) 次のいずれかをいいます。【外部通報】

ア. 公的機関（サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。）からの通報

イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告

(*2) 引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。

(*3) 次のいずれかをいいます。【公表等の措置】

① 公的機関に対する被保険者による届出または報告等（文書によるものに限ります。）

② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道

③ 被害者または被害法人に対する詫言の送付 ④ 公的機関からの通報

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

オプション1.求償権不行使特約

特約の内容

サイバー事故の賠償責任が会員生協以外の第三者にある場合、当社は会員生協への保険金支払後、通常当該第三者に求償権を行使しますが、その**第三者が以下①～③の業者である場合**、本特約の付帯により、**求償権を不行使とすることが出来ます。**

(なお、下記の①～③の業者がサイバー保険に加入していれば、本特約がなくとも、当社からの求償権行使に対応することは可能です)

- ① 個人情報の管理委託先事業者
(ただし、以下aまたはbのいずれかを**実施**している場合に限り)
- a. 会員生協が、**個人情報の委託先選定基準を作成**している
- b. 委託契約において、**個人情報の秘密保持義務等を規定**している
- ② IT業務の下請業者
- ③ IT業務の販売業者

不行使先のイメージ

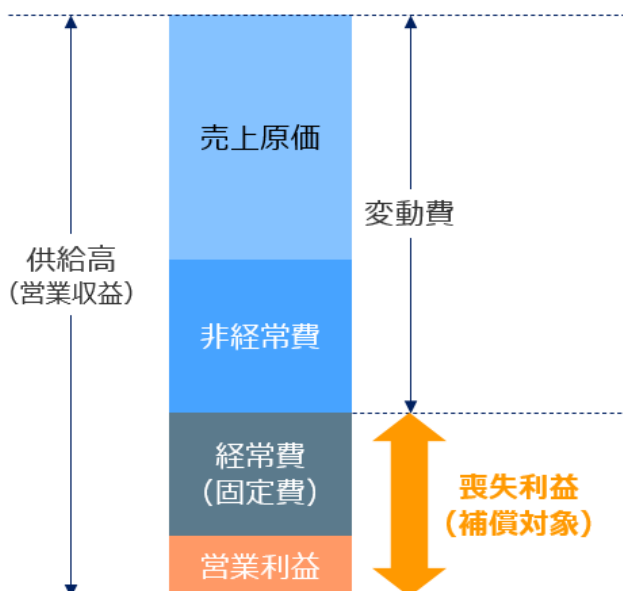
- 「個人情報の管理委託」とは、**契約の形態・種類を問わず**、第三者に個人データの取扱いを行わせること
 - 具体的には、**個人データの入力（本人からの取得を含む）、編集、分析、出力等の処理を委託**することが想定される
 - 上記を踏まえると、生協の関係者として、例えば以下を不行使先に設定することが考えられる
- A) 連合会・事業連合
(連合会・事業連合のシステムの中で、会員生協の個人情報を管理)
 - B) 配送業者
(配送業者が会員生協のシステムから配送先を出力できる)
 - C) 保険代理店
(会員生協から情報提供を受け、組合員に保険を案内)
 - D) サービス業者
(会員生協から情報提供を受け、組合員向けのサービスを案内)

オプション2.コンピュータシステム中断担保特約(利益補償オプション)

コンピュータシステムの機能停止によって生じた自生協の利益損失を補償する特約です。

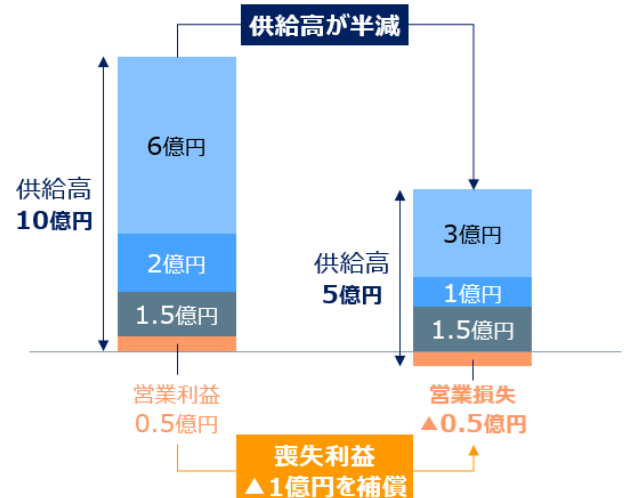
※利益補償に関する具体的な補償内容やお見積りをご希望の場合は（株）アイアンドアイサービスまでお問い合わせください。

補償対象



保険金の支払いイメージ

- 供給高10億円/月、固定費率15%、利益率5%の生協を想定
- サイバー被害により、供給高が半減した場合、喪失利益の1億円が補償される



保険金お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由による損害等に対しては、保険金をお支払いできません。

※ ここでは主な場合のみを記載しています。詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

【共通】

- ・戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- ・核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用

【情報通信技術特別約款・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項：共通】

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・地震、噴火、津波、洪水、高潮
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
- ・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ・被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- ・他人の身体の障害
- ・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
- ・所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. 急激かつ不測の事故による、記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムの損壊または機能停止
- ・特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、次の事由に起因する損害に対しては、適用しません。
 - ア. 人格権・著作権等の侵害
 - イ. 記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害
- ・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- ・記名被保険者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害
- ・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）
- ・被保険者の暗号資産交換業の遂行
- ・罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの
- ・被保険者相互間における損害賠償請求
- ・被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版
- ・IT業務の遂行（「IT業務不担保特約条項」がセットされた場合）（*1）
- ・保険金の支払いを行うことにより引受保険会社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合 等

【情報通信技術特別約款】

- ・記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営む者である場合は、次の事由
 - ア. 電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証票等または番号・記号その他の符号の不正な操作・移動
 - イ. 不正な為替取引・資金移動

【情報通信技術特別約款・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項：ITユーザー行為に起因する事故（*2）固有】

- ・通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかし

【情報通信技術特別約款・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項：情報漏えいまたはそのおそれの事故固有】

- ・被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたるとしてなされた損害賠償請求

【情報通信技術特別約款・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項：人格権・著作権等の侵害事故固有】

- ・被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを知りながら（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律もしくは不当景品類及び不当表示防止法またはこれらに類する外国の法令に対する違反
- ・記名被保険者による採用、雇用または解雇
- ・記名被保険者の業務の結果の効能、効果、性能または機能等について、明示された内容との齟齬またはそれらの不足
- ・著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の権利者に対して本来支払うべき使用料（被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず。）

【金融機関特定危険不担保特約条項】（*3）

- ・通貨不安、為替変動、有価証券等の取引における誤発注等の事務的過誤・取引の停止・遅延
- ・有価証券等の損壊・紛失・盗取・詐欺・消失等

等

（*1）「IT業務不担保特約条項」がセットされた場合であっても、「サイバー攻撃による対人・対物事故担保特約条項」では、IT業務の遂行に起因するか否かにかかわらず、サイバー攻撃により発生した対人・対物事故が補償対象です。

（*2）「情報漏えいまたはそのおそれ」を除きます。

（*3）記名被保険者が金融機関である場合に適用されます。

緊急時のサービス

ご加入者のみご利用いただけるサービスです。

※ご利用の際は、「ご契約者名」「証券番号」（または「ご加入者名」「加入者証券番号」）を確認しますので、お手元にご用意ください。

緊急時ホットラインサービス

24時間・365日対応(年中無休)

フ ロ ッ ク サ イ バ ー
 **0120-269-318**
※ご利用の際は、「ご契約者名」「証券番号」(または「ご加入者名」「加入者証券番号」)を確認させていただきます。

※本サービスは弊社「サイバーリスク保険」の契約者または被保険者にご利用いただけるサービスです。

お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルやインシデントについて、初期対応から専門事業者の紹介、再発防止策の策定支援等、専用の窓口でご支援・アドバイスを実施するサービスです。

※仮に保険金のお支払い対象とならない場合でも、サービス利用可能です(専門事業者紹介後に生じる実費はお客様のご負担となります。)

特徴	日常のサイバー トラブルをご支援 	経験豊富なサイバー 専門家が対応 	多様な専門事業者を コーディネート 	初動から再発防止 までをご支援 	保険金のご請求を サポート 
----	---	---	--	---	--

インシデント発生時のサービス提供体制

インシデント対応支援を行う「緊急時ホットラインサービス」によるサポートと、保険金のお支払いにより経済的に補償する「損害サービス」によるサポート。

※保険金請求にかかる事故の受付は、緊急時ホットラインサービスから情報連携を受けた弊社の損害サービス拠点が行います。

緊急時ホットラインサービス

Tier1 サイバークイックアシスタンス

- 状況・事象のヒアリング
- 簡易アドバイス
- リモートサポート
- エキスパートアシスタンスへの情報連携

より専門性を要する場合等

Tier2 サイバーエキスパートアシスタンス

- サイバーの専門家による対応支援
- 電話・Web会議による初期対応アドバイス
- 事実確認・状況整理
- 専門事業者の紹介
- 再発防止策のアドバイス
- 保険請求に必要な情報の連携



専用執務室
 セキュアな専用執務室でインシデント対応やお客様との打ち合わせ等を実施

専門事業者
の手配

専門事業者

- フォレンジック事業者
- 広報対応支援事業者
- コールセンター設置事業者
- サイバーに精通している弁護士
- コンサルティング会社

等

損害サービス
拠点との連携

**東京海上日動
損害サービス拠点**

- 事故受付・初期対応
- 保険金請求に必要な書類のご案内
- 損害確認・原因確認
- 保険金支払可否の判断
- 保険金支払

等

専門事業者紹介サービス

東京海上日動のネットワークを活用し、セキュリティ事業者や弁護士事務所等の専門事業者を紹介。

平時の 紹介サービス	事故発生前のセキュリティコンサルティングや脆弱性診断、セキュリティログ監視等、お客様のご希望に応じた専門事業者をご紹介します。
インシデント発生時の 紹介サービス	事故発生後の駆けつけ支援、調査・応急対応支援、コールセンター設置支援等、お客様のご希望に応じた専門事業者をご紹介します。

専門事業者紹介サービスのご注意

- 本サービスは、ご紹介のみのサービスとなりますので、ご注意ください。
 - ・東京海上日動がご紹介する事業者とのご契約は、お客様ご自身のご判断で実施いただくことになります。
 - ・東京海上日動がご紹介する事業者と必ずご契約いただけることを保証するものではありません。
 - ・東京海上日動がご紹介する事業者との間でサービス委託料等が発生した場合は、全額お客様ご自身の負担となります。
- 本サービスをご利用の際は、利用申込書の「重要事項」を必ずご確認ください。

平時の事故軽減サービス

※2.3.のサービスご利用にあたっては幹事代理店にご相談ください。

1.Tokio Cyber Port (無料)

次のようなサイバーリスクに関する
情報・ツールをご提供いたします。

- ①インシデント対応フロー
- ②従業員の皆様向けテキスト
- ③サイバーリスク情報誌
- ④メールマガジンの定期配信
(サイバーリスクに関する
ニュースダイジェストのお届け、
セミナー情報のご案内等)

1.については下記URLからご登録ください。

<https://tokiocyberport.tokiomarine-nichido.co.jp/cybersecurity/s/>

(もしくは「東京海上日動 Tokyo Cyber Port」で検索)

最初にユーザー登録が必要です。仮登録⇒本登録の手順になります。

本登録の際、営業店、代理店コード欄には「4914-0573」とご入力ください。

(この制度に未加入でも登録は可能ですが、一部使用できないメニューがあります)



2.ベンチマークレポートサービス (無料)

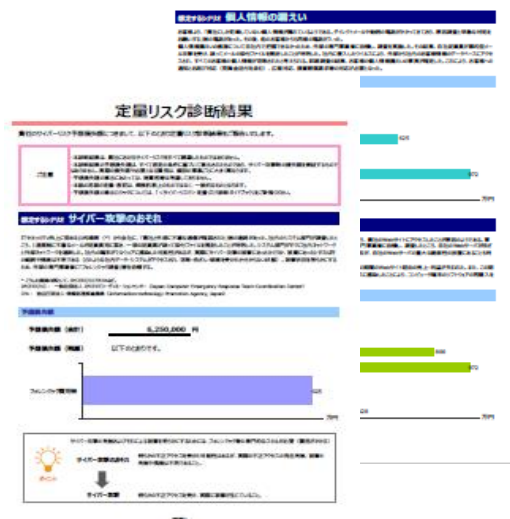
米国ガイドワイヤ社のノウハウを活用し、インターネット上で取得できる客観的なデータに基づいて、

- ①企業のネットワークへの侵入しやすさを表す技術的指標
②攻撃者の標的となる可能性を表す人的リスク指標

をスコアリングすることで、企業のサイバーリスクを同業他社と比較したり、毎年の推移を定点観測できる「サイバーリスクベンチマークレポート」をご提供するサービスです。

3.簡易リスク診断サービス（無料）

一定のシナリオに基づいたサイバーリスクに関する想定最大損害額（PML）を簡易算出し、定量的にリスク診断を実施するサービスです。



Q&A

No.	Q	A
1	A生協がサイバー攻撃を受け、 個人情報 が漏えいした、或いはそのおそれがある場合、組合員へのお詫びとして、 金品を購入し、郵送する費用 は補償されるか。	加入タイプを問わず、組合員に お詫び状と金品をセットで郵送 する場合、 購入費(p.5費用e.か.)も郵送費(p.5費用e.イ.)も補償 されます。ただし、購入費は 組合員1名につき、1,000円が限度 となります。
2	上記のケースで、 組合員への感謝料 として、A生協が 1,000円以上を支出 する場合、補償の対象となるか。	情報漏えいについて、 A生協に賠償責任が発生 する場合は、 賠償金として補償の対象 となります。
3	A生協が 他生協の個人情報 を漏えいした、或いはそのおそれがある場合、 他生協からの損害賠償請求額 は補償されるか。 ※ 他生協の個人情報が漏えいするケースとして、A生協が情報管理を受託している、或いはサイバー攻撃がA生協を踏み台に、他の生協にも及んだ場合が想定される	情報漏えいについて、 A生協に賠償責任が発生 する場合は、 補償 されます。賠償責任の有無は、 A生協での個人情報の管理体制やそのセキュリティレベルなどを総合的に考慮 した上で、判断します。
4	他生協がサイバー攻撃を受けた結果、A生協の個人情報等が漏えいした場合、 A生協が負担する組合員へのお詫び費用やサイバー攻撃有無に関する調査費用 は補償されるか。 ※ A生協が他生協の個人情報の管理を委託している、或いはサイバー攻撃が他生協を踏み台に、A生協にも及んだ場合が想定される	個人情報の漏えいに、 他生協が賠償責任を負う場合、他生協のサイバーリスク保険（賠償責任）で補償 します。 仮に、 他生協に賠償責任がない場合は、A生協のサイバーリスク保険（費用：p.5費用b.、e.かなど）で補償 します。
5	A生協がサイバー攻撃を受け、 A生協及び他生協の個人情報 が漏えいした場合、各々で発生する 組合員へのお詫び対応や各種調査に係る費用 は、どちらのサイバーリスク保険で補償されるのか。	• A生協組合員の情報漏えいについては、A生協のサイバーリスク保険（費用：p.5費用e.かなど）で補償します。 • 他生協組合員の情報漏えいは、その責任がA生協にある場合は、A生協のサイバーリスク保険（賠償責任）で補償します。 • A生協に賠償責任がない、或いは他生協での費用がA生協サイバーリスク保険の賠償限度額を超える場合、他生協のサイバーリスク保険（費用）で補償します。 ただし、後者の場合、A生協の賠償限度額を超えた部分は、他生協のサイバーリスク保険の引受保険会社がA生協に求償することになります。 (他生協が求償権不行使特約を付帯した場合を除く)

＜もし事故が起きたときは＞

（サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項で補償対象となる費用（訴訟対応費用を除く））

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

保険金請求権には、時効（３年）がありますのでご注意ください。

（上記以外）

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

保険金請求権には、時効（３年）がありますのでご注意ください。

＜ご加入者と被保険者が異なる場合＞

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

＜共同保険について＞

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

＜示談交渉サービスは行いません＞

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置ください。

また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

＜保険金請求の際のご注意＞

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

＜告知義務＞

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※代理店には、告知受領権があります。

＜補償の重複に関するご注意＞

補償内容が同様の保険契約（特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額、保険金額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

＜通知義務＞

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

<ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について>

- (1) ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2) ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合は、ご加入は無効になります。
- (3) 以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
- ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

等

<他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額（*）から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

（*）コンピュータシステム中断担保特約条項を付帯する場合は、詳細は約款をご確認ください。

<加入者証>

加入者証が届くまでの間、パンフレット等にご加入内容を記録し保管してください。ご加入後、2か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

<代理店の業務>

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（*1））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます（*2）。

（*1）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

（*2）保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

この保険は、日本生活協同組合連合会を契約者とし、加入者を記名被保険者とするサイバーリスク保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は日本生活協同組合連合会が有します。

このご案内書は、サイバーリスク保険およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。サイバーリスク保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

なお、このご案内書にはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

保険料のお見積りについて

1. 現行のサイバーリスク補償から改定後補償に変更の場合

既に保険料算出に必要な数字はご提示いただいておりますので、同送した加入申込書に見積保険料を表示しています。※変更の場合、現行補償の未経過保険料は東京海上日動火災保険（株）より直接返金いたします。

2. 新規にご検討いただく場合

保険料算出にあたっては、（株）アイアンドアイサービスにメールにて

●**2021年度（1年間）等の総事業高がわかる資料（損益計算書）** をご提示ください。

ご提示後、保険料を算出しご案内申し上げます。【E-MAIL : iandi@coopkyosai.coop】

※ご申告いただいた総事業高がご加入当時に把握可能な最近の会計年度等の総事業高に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、保険金を削減してお支払いすることになりますので、ご注意ください。

加入手続方法

**※改定日以降、旧補償内容へのタイプ変更はできません。
（現在ご加入いただいているタイプの継続は可能です）**

お申込内容が確定しましたら添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入し、下記締切日までにメールにてお申込みください（この保険について、押印は不要になりました）。

加入依頼書

加入依頼書に必要事項をご記入いただき、締切日までに（株）アイアンドアイサービスにメールにてご提出下さい（今回より押印は不要となりました）。

E-MAIL : iandi@coopkyosai.coop

加入依頼書締切日

- 2023年9月1日補償開始⇒2023年8月7日（月）
- 2023年10月1日補償開始⇒2023年9月7日（木）

保険料振込締切日

- 2023年9月1日補償開始⇒2023年8月25日（金）
- 2023年10月1日補償開始⇒2023年9月25日（月）

補償期間（保険期間）

2023年9月1日（もしくは10月1日）0時から
2024年4月1日16時まで

保険料の支払方法

ご提出いただいた加入依頼書の内容を確認した後、（株）アイアンドアイサービスより保険料請求書をお送りします。右記締切日までに、指定口座にお振込みください。

加入者証の送付時期

9月1日補償開始の場合、10月中旬を予定しております（10月補償開始は11月中旬）。

お問い合わせ先

取扱幹事代理店

株式会社アイアンドアイサービス TEL : 03-6836-1330 FAX : 03-6836-1333

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13 E-MAIL : iandi@coopkyosai.coop H P : <https://www.iandi-s.co.jp/>

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社（幹事会社）
（担当）広域法人部 団体・協同組織室

TEL : 03-3515-4151

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

共栄火災海上保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社
三井住友海上火災保険株式会社

2023年7月作成 23T-000939